

令和7年度 磐田市UIJターン就職・地元定着促進事業  
業務委託プロポーザル実施要領

令和7年1月

磐田市

1.目的.....	1
2.業務の概要.....	1
3.公募型プロポーザル参加資格.....	1
4.スケジュール.....	2
5.参加申込.....	2
6.質問および回答.....	2
7.企画提案書作成要領.....	3
8.辞退届の提出.....	3
9.選定方法.....	3
10.プレゼンテーション.....	4
11.審査結果通知.....	5
12.契約に関する条件.....	5
13.その他留意事項.....	5
14.問合せ先・提出先.....	5

〈別紙〉

様式第1号	参加意思表明書
様式第2号	質問書
様式第3号	企画提案書
様式第4号	参加辞退届

## 令和7年度 磐田市 UIJ ターン就職・地元定着促進事業 業務委託プロポーザル実施要領

### 1.目的

現在、本市を取り巻く状況として、少子高齢化による将来的な人口減少や、中小企業を中心とした人材不足が深刻化している。本市の産業を維持・向上していくためには、雇用に関する情報を発信し、県内外から本市に人材を呼び込み、UIJ ターン就職・地元定着を促進していく必要がある。

本事業は、就職説明会などのイベントや就活情報専用サイト等を通じた市内企業と学生・一般求職者との就職マッチング支援を行うことで、本市へのUIJ ターン就職・地元定着を促進し、市内企業の人材確保を図ることを目的とする。

本要領は、「令和7年度 磐田市 UIJ ターン就職・地元定着促進事業」業務委託プロポーザルの実施及び参加方法について必要な事項を定めるものである。

### 2.業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度 磐田市 UIJ ターン就職・地元定着促進事業 業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額 10,200,000 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）  
※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること
- (5) 前払金 なし
- (6) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (7) その他 特定された契約予定者に対し、業務履行期間の当該業務の歳出歳入予算について減額または削除があった場合は、契約の予定を取り止めることができる。また、この契約予定の取り止めに伴う損害の賠償はしない。

### 3.公募型プロポーザル参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。また、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す場合がある。

- (1) 磐田市の入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 役員に、次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - (ア) 破産者で副権を得ない者
  - (イ) 禁固以上の刑に処され、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- (5) 次のいずれかに該当する者でないこと
  - (ア) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、本市の定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
  - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始後の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ）がなされている者（同法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者であっ

ても、手続き開始決定後、本市の別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

## 4.スケジュール

このプロポーザルに関するスケジュールは以下のとおりとする。

公告日（受付開始・HP公開）	令和7年1月24日（金）
参加意思表明書提出〆切	令和7年2月12日（水）
質問の受付期限	令和7年2月14日（金）正午
質問の回答	令和7年2月20日（木）を予定
企画提案書提出〆切	令和7年2月27日（木）
プレゼンテーションの実施	令和7年3月11日（火）午後を予定
審査結果通知	令和7年3月17日（月）を予定
契約締結	令和7年3月下旬を予定

※スケジュールについては変更となる可能性があります。

## 5.参加申込

このプロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加意思表明書を提出するものとする。

- (1) 提出書類 参加意思表明書（様式第1号）、会社概要がわかるもの（既存パンフレット等）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和7年2月12日（水）
- (4) 提出方法 「14 問合せ先・提出先」へ直接または郵送（必着）により提出

※直接持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする

## 6.質問および回答

(1) 質問 本業務に対し質問がある場合は、次の方法により行うこと。

(ア) 受付期限 参加意思表明書提出後から令和7年2月14日（金）正午まで

(イ) 質問方法 質問書（様式第2号）に質問事項を記載の上、「14 問合せ先・提出先」のメールアドレスあてに電子メールにより提出し到着確認を必ず行うこと。

(2) 回答 質問に対する回答は、参加意思表明書を提出し、受理された全ての事業者に電子メールにて回答する。

(ア) 回答期限 令和7年2月20日（木）を予定

(イ) 回答方法 参加意思表明書に記載された担当者連絡先の電子メールに通知する。

- (ウ) その他
- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
  - ・質問者の名称等については公表しない。
  - ・評価に対する質問については回答しない。

## 7.企画提案書作成要領

参加意思表明書を提出し、受理された者のうち、このプロポーザルへ参加する者は、次のとおり書類を提出するものとする。

(1) 提出物

(ア) 企画提案書（様式第3号 ※任意様式可）

・提案書は説明を要せずとも十分に理解できる内容・表現で作成することを必須とする。

※イメージ図や写真等の添付可能

・仕様書に掲げる内容を盛りこんだ提案書とすること。

(イ) 見積書（任意様式）

※数量、明細、根拠がわかるようにすること。

(ウ) 業務計画表（任意様式）

(2) 提出方法 「14 問合せ先・提出先」へ直接または郵送（必着）により提出

※直接持参の場合の受付時間は土・日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする

(3) 提出期限 令和7年2月27日（木）

(4) 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

※企画提案書、見積書、業務計画表のすべての書類

## 8.辞退届の提出

参加意思表明書（様式第1号）を提出した後に、このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和7年2月27日（木）までに参加辞退届（様式第4号）を「14 問合せ先・提出先」へ直接または郵送（必着）により提出すること。

※直接持参の場合の受付時間は土・日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする

## 9.選定方法

企画提案書審査、プレゼンテーションにて評価を行う。あらかじめ定められた評価項目と配点により評価し、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、次点交渉権者を選定する。なお、評価点100点満点（採択最低基準は60点）とし、最高点の者が複数いる場合は、安価な事業者を優先交渉権者とする。ただし、いずれの企画提案者も不十分と判断される場合には選定を行わないことがある。

なお、企画提案者が1社であっても審査を行い、基準を満たしていると判断した場合は優先交渉権者とする。

また、評価経過及び結果等に関する問い合わせには、一切応じないこととする。

審査項目及び評価内容は次のとおりである。

審査項目及び評価内容	配点
1 事業の実施方針	
①課題の把握、事業方針の設定 ・昨今の就活生や企業の動向を分析し、市内企業の人材確保に向けた戦略的なプランが示されているか。	10
2 事業の実施計画	
②UIJ ターン就職・地元定着促進の事業内容 ・磐田市へのUIJ ターン就職・地元定着に導くための先駆的かつ具体的な事業内容であり、前向きな市内企業の採用活動を支援する計画であるか。また、県内外の学生へ磐田市の魅力を宣伝できる企画や集客向上に向けた具体的な取り組みが盛り込まれているか。なお、広域連携が図られているか。	40
③創造性と広報力 ・企画の内容は、仕様書に定められた目標の範囲にとどまらず、企業の有する創造性、ノウハウを最大限活用した魅力的な提案であるか。	10
④人材確保支援 ・市内企業の人材確保を支援するための独自の戦略、告知や見せ方の工夫を支援する事業が提案されているか。	15
3 企画の実現性	
⑤実施体制、職員の体制 ・企画の実現が可能な体制が取られているか。	10
⑥実績把握 ・数値目標を達成し、実績を把握するための具体的な手法が示されているか。	10
4 提案者の経営実績	
⑦提案者の経営実績 ・受託者として経営実績は問題なく、総合人材サービス会社として優れているか。	5
合計	100

## 10.プレゼンテーション

- (1) 開催日：令和7年3月11日（火）午後を予定
- (2) 会場：磐田商工会議所 2階 会議室1（磐田市中泉 281-1）
- (3) 実施方法：
 

対面式のプレゼンテーションを実施する。ただし、感染症等の状況によってはオンラインによる実施となる場合もある。順番は企画提案書提出順とする。当日の時間や場所、詳細は後日連絡する。

所要時間はプレゼンテーション 15 分、質疑応答 20 分とする。
- (4) 実施体制：
 

参加人数は各社3名以内とする。

## 11.審査結果通知

審査結果は、参加意思表明書に記載された連絡先へ文書等により通知する。なお、結果通知の発送は、令和7年3月17日（月）を予定している。

## 12.契約に関する条件

- 優先交渉権者は、提出された企画提案書及び見積書を踏まえ協議を行い、協議が整った場合に予算の範囲内で、本市と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行う。
- 企画提案書に記載された事項は、本市が提示する仕様書及び別添資料とあわせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると市が判断した場合は、市と優先交渉権者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがある。
- 受託者は、受託業務の成果物の納入、検査合格後、ただちに成果物の権利を磐田市に無償で譲渡するものとする。
- 企画提案書に記載された事項が履行できなかった時は、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

## 13.その他留意事項

- 提案のための費用は企画提案者の負担とする。
- 提出された企画提案書等は返却しない。
- 提出された企画提案書等や評価基準及び評価内容については、磐田市情報公開請求の対象となる。
- 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は企画提案者に帰属することとする。
- 不明な点は「14 問合せ・提出先」まで問合せること。

## 14.問合せ先・提出先

磐田市経済産業部経済観光課 担当 奥田・浦野

〒438-8650 磐田市国府台3-1

TEL:0538-37-4819 FAX:0538-37-5013 メールアドレス:[shoko@city.iwata.lg.jp](mailto:shoko@city.iwata.lg.jp)

※このページは空白です